

2021年度

事業計画書



目次

第1部 競輪収益による補助事業

1. 競輪収益による機械振興 2
2. 競輪収益による公益事業振興 4

第2部 競輪運営支援業務

1. 競輪の振興、国際化及び効率的な実施のための施策の調査研究、
企画立案並びに総合調整等 6
2. 競輪その他自転車競技に関する広報宣伝 8
3. 競輪の公正かつ円滑な実施に資する事業 10
4. 交付金の還付 14
5. その他競輪に関する事業 14

第3部 小型自動車競走収益による補助事業

1. 小型自動車競走収益による機械振興 14
2. 小型自動車競走収益による公益事業振興 16

第4部 小型自動車競走運営支援事業

1. オートレースの振興及び効率的な実施のための施策の調査研究、
企画立案並びに総合調整等 18
2. オートレースに関する広報宣伝 20
3. オートレースの公正かつ円滑な実施に資する事業 22
4. 交付金の還付 25
5. その他オートレースに関する事業 25

第5部 自転車競技法に基づく競輪の競技実施事業

1. 競輪競技運営事業 26
2. 競輪開催関連事業 27

第6部 競輪の公正かつ安全な開催運営及び発展に貢献する車両情報システム の安定かつ安全な運用管理及び開発事業

1. 車両情報システムの検証 32
2. 車両情報システムの安全な運用管理 32
3. 車両情報システムの調査研究 32
4. 次期車両情報システムの構築 33
5. その他車両情報システムに関する事業 33

第7部 自転車競技スポーツの普及及び振興に関する事業

1. 地域における自転車競技者層の底辺拡大 33

第8部 本財団の目的を達成するために必要な事業

1. 方針管理及び業務改善 33
2. 組織機能の強化と事業の効率化 33
3. 事業の適正化 34
4. 不動産賃貸事業 35
5. 安定した法人運営 35

2021年度は、引き続き、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策等の取組を財団全体で推進し、特に安定的な事業継続に資するため、新型コロナウイルス感染症対策本部を中心として、検査体制の整備等の対策に対して積極的に協力する。

競輪及びオートレースの事業は、それぞれの中期基本方針に沿った施策として、多くのお客様が1日を通して車券購入を楽しめる環境作りの取組を行う。

また、競輪及びオートレースともにデジタル戦略を進めシンクタンク機能を強化する取組を行い、購買動向や戦略に基づいたプロモーション、関連団体一体となったプロモーション活動を展開していき、競輪及びオートレースの社会貢献や競技の魅力についてアピールし、売上向上を図る。

競輪事業については、今夏に開催が延期となった東京オリンピック・パラリンピック競技大会を競輪活性化の最大の契機と捉え、競輪をはじめとする自転車競技の認知度向上を図るとともに、屋内板張り250m走路において実施する250競走での開催に対して、公正安全な運営の確保を行うべく環境を整備する。

オートレース事業については、安定的な事業運営に向けた取組を引き続き行い、既存、新規のお客様それぞれのニーズを見極めつつ事業の活性化を図る。

補助事業については、地方自治体が施行する競輪及びオートレースの売上の一部による社会貢献の事業であり、昨今の社会環境の変化を踏まえ、「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに、さまざまな社会的課題を解決するための取組を、限られた財源をより有効に活用しつつ積極的に支援する。

また、ギャンブル等依存症対策については、「ギャンブル等依存症対策基本法」の趣旨に則り、関係事業者の責務として、競輪施行者、小型自動車競走施行者及び関係団体等と連携し、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」に示された具体的施策を検討し実施する。

本財団は、「競輪・オートレースの持続的発展を通じて社会へ貢献していく」という経営理念や、法令遵守といった行動指針を常に意識しながら、方針管理及び業務改善（PDCA）の実践により組織の「基盤強化」に取り組み、全役職員一体となった「OneJKA」を体現して、競輪及びオートレース事業を運営し、本財団の定款第3条の目的を達成する。

なお、競輪最高会議の決定のもと本財団が安全管理運用業務を任されている「車両情報システム」においては、2019年度に発生したシステム障害を教訓に再発防止策として講じたシステムチェックツール機能等により引き続き再発防止を徹底し、一層の「車両情報システム」の信頼性及び安全性を確立する。

令和2年度産業構造審議会製造産業分科会車両競技小委員会において示され

た、業界が定める令和3年度からの5年間における事業の中期基本方針について、その目標を達成するために、本財団は、更なる組織の強化及び人材能力開発を図るとともに競輪振興法人及び小型自動車競走振興法人、競輪競技実施法人及び競輪の情報システムに関する事業の実施法人として、公正かつ安全な開催運営を確保しつつ事業を遂行し、競輪及びオートレース事業への取組により社会へ貢献する。

第1部 競輪収益による補助事業

1. 競輪収益による機械振興

(1) 補助方針

「自転車競技法」に基づく競輪振興法人として、競輪の収益を広く社会に還元し、社会貢献を果たすため、地方自治体が施行する競輪の売上の一部により、機械振興に対する補助を行う。

2021年度の補助事業にあたっては、機械振興の分野において、これまで取り組んできた補助事業の成果及び効果、また、地域の実情を反映した都道府県自転車活用推進計画及び市区町村自転車活用推進計画等や、ギャンブル等依存症対策への社会的な要請、2021年に開催が延期された東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催によるレガシーの活用や国民のスポーツへの意識の高まり及びスポーツ界が抱える諸問題への対応、また、『いのち輝く未来社会のデザイン』のテーマで実施される2025年日本国際博覧会の開催や、近年急速に進行する少子高齢化と人材不足の深刻化、更には新型コロナウイルス感染症感染拡大等に象徴されるような国民の安全及び安心な生活に影響する緊急事態への対応等、こうした社会環境の変化を踏まえ、「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに、様々な社会的課題を解決するための取組を積極的に支援する。

2022年度の補助方針の策定にあたっては、「機械振興補助事業審査・評価委員会」の議論を踏まえ、PDCAサイクルの一環である補助事業評価に基づき、社会の変化やニーズを捉え、必要な見直しを行うとともに、非常災害等の緊急的な対応を必要とする事業への支援についても言及する。

(2) 機械振興補助事業の実施

「2021年度補助方針（2020年7月1日公示）」に基づき、機械振興補助事業を実施する。

(3) 機械振興補助事業審査・評価委員会

①機械振興補助事業審査・評価委員会

機械振興補助事業の審査及び評価の実施にあたっては、学識経験者等から構成される「機械振興補助事業審査・評価委員会」において、審査の透明性を確保するとともに、完了した補助事業の評価を行う。

②研究補助研究部会

研究補助の審査をより適正かつ円滑に実施するため、「機械振興補助事業審査・評価委員会」の一部の委員により構成される「研究補助研究部会」において、研究事業の成果及び波及の妥当性、事業の独自性及び事業発展の具体性等を中心とした審査を行い、研究部会採否案を「機械振興補助事業審査・評価委員会」に附議する。

(4) 機械振興補助事業に関する情報発信の強化

機械振興補助事業の社会的な認知度向上を図るため、競輪業界全体で補助事業PRを行う体制作りを進めていくほか、多様なメディア、組織ネットワーク等を効果的に活用して情報発信の拡充を行うとともに、施行者の協力のもと、競輪の補助事業の交付式や説明会等を競輪場及び専用場外車券売場で開催を行う等、地域における競輪の社会的意義、価値の訴求及びニーズの掘り起こしにつなげていく。

また、補助事業評価の一環として、完了した個々の補助事業の活動内容（事業成果）について、ホームページ、SNS及び各種PR制作物等を活用し積極的に公開する。

(5) 機械振興補助事業の調査及び評価

機械振興補助事業の一層の透明性及び適正性を確保するため、補助事業の調査及び評価を次のとおり実施する。

①補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定

事業完了の報告があった補助事業について、「自転車等機械振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」第18条に基づいて調査を行い、必要に応じて外部監査法人を用いた調査を実施し、速やかに補助金の額を確定する。

②補助事業の評価

補助事業者による自己評価、本財団による事務局評価を基に、学識経験者等から構成される「機械振興補助事業審査・評価委員会」において補助事業

全体の評価を行う。

また、補助事業の評価の一環として、完了した補助事業の活動内容や導入機器等の利用状況を広く周知する。

③補助事業審査・評価委員会評価作業部会

補助事業の評価に係る業務を効率的かつ効果的に行うため、評価に関する知見を有する有識者による「補助事業審査・評価委員会評価作業部会」において、評価スキームに基づき、JKA補助事業の取組に関する評価を行い、作業部会案を「機械振興補助事業審査・評価委員会」に附議する。

2. 競輪収益による公益事業振興

(1) 補助方針

「自転車競技法」に基づく競輪振興法人として、競輪の収益を広く社会に還元し、社会貢献を果たすため、地方自治体が施行する競輪の売上の一部により、公益事業振興に対する補助を行う。

2021年度の補助事業にあたっては、公益事業振興の分野において、これまで取り組んできた補助事業の成果及び効果、また、地域の実情を反映した都道府県自転車活用推進計画及び市区町村自転車活用推進計画等や、ギャンプル等依存症対策への社会的な要請、2021年に開催が延期された東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催によるレガシーの活用や国民のスポーツへの意識の高まり及びスポーツ界が抱える諸問題への対応、また、『いのち輝く未来社会のデザイン』のテーマで実施される2025年日本国際博覧会の開催や、近年急速に進行する少子高齢化と人材不足の深刻化、更には新型コロナウイルス感染症感染拡大等に象徴されるような国民の安全及び安心な生活に影響する緊急事態への対応等、こうした社会環境の変化を踏まえ、「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに、様々な社会的課題を解決するための取組を積極的に支援する。

2022年度の補助方針の策定にあたっては、「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」の議論を踏まえ、PDCAサイクルの一環である補助事業評価に基づき、社会の変化やニーズを捉え、必要な見直しを行うとともに、非常災害等の緊急的な対応を必要とする事業への支援についても言及する。

(2) 公益事業振興補助事業の実施

「2021年度補助方針（2020年7月1日公示）」に基づき、公益事業振興補助事業を実施する。

(3) 公益事業振興補助事業審査・評価委員会

公益事業振興補助事業の審査及び評価の実施にあたっては、学識経験者等から構成される「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」において、審査の透明性を確保するとともに、完了した補助事業の評価を行う。

(4) 公益事業振興補助事業に関する情報発信の強化

公益振興補助事業の社会的な認知度向上を図るため、競輪業界全体で補助事業PRを行う体制作りを進めていくほか、多様なメディア、組織ネットワーク等を効果的に活用して情報発信の拡充を行うとともに、施行者の協力のもと、競輪の補助事業の交付式や説明会等を競輪場及び専用場外車券売場で開催を行う等、地域における競輪の社会的意義、価値の訴求及びニーズの掘り起こしにつなげていく。

また、補助事業評価の一環として、完了した個々の補助事業の活動内容（事業成果）について、ホームページ、SNS及び各種PR制作物等を活用し積極的に公開する。

(5) 公益事業振興補助事業の調査及び評価

公益事業振興補助事業の一層の透明性及び適正性を確保するため、補助事業の調査及び評価を次のとおり実施する。

①補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定

事業完了の報告があった補助事業について、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」第18条に基づいて調査を行い、必要に応じて外部監査法人を用いた調査を実施し、速やかに補助金の額を確定する。

②補助事業の評価

補助事業者による自己評価、本財団による事務局評価を基に、学識経験者等から構成される「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」において補助事業全体の評価を行う。

また、補助事業の評価の一環として、完了した補助事業の活動内容や導入機器等の利用状況を広く周知する。

③補助事業審査・評価委員会評価作業部会

補助事業の評価に係る業務を効率的かつ効果的に行うため、評価に関する知見を有する有識者による「補助事業審査・評価委員会評価作業部会」において、評価スキームに基づき、JKA補助事業の取組に関する評価を行い、

作業部会案を「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」に附議する。

第2部 競輪運営支援業務

1. 競輪の振興、国際化及び効率的な実施のための施策の調査研究、企画立案並びに総合調整等

(1) お客様の満足度を向上させ、利用拡大を図るための施策

競輪業界に対して、実現可能な分かりやすい施策の提案を行うシンクタンク機能を強化していく一環として、インターネット投票の拡大に伴うデジタルデータの活用を広げ、より詳細な情報分析によりお客様のニーズを先取りした施策の調査研究事業等を実践し、課題解決に向けたデジタルマーケティングの強化にも取り組み、以下の体制構築を進め中期基本方針の施策の実現を図るよう貢献する。

①お客様のライフスタイルに合わせた開催の実施及び調査研究等

お客様が1日を通して競輪の車券購入を楽しめるよう以下の幅広い施策に取り組み、購入機会を増やし、利便性を向上させ売上向上と新規のお客様の獲得を目指す。

- ・社会状況等に応じて競輪事業の継続性を確保する開催体系についての検討
- ・時間帯別の開催数及び7車立て、9車立てレース数のバランス等を勘案した開催体系についての検討
- ・オールスター競輪のナイター開催による6日制及びGⅢリレー開催の実施の検証
- ・モーニング競輪及び競輪ルーキーシリーズ等の拡大

②施行者との連携強化

多様な情報提供を行うシンクタンク機能を強化していく一環として、施行者と情報及び意見の交換等を行うことで連携を強化し、各場の定性的な情報収集や各施行者の収益情報の収集並びにそれらの分析も行いながら、様々なお客様のニーズに対応する施策に関する調査研究を拡充するとともに、競輪場の活性化、新規のお客様開拓等についてマーケティングに基づく各種施策をサポートする。

③民間事業者等との連携強化

本財団のシンクタンク機能強化の一環として、民間事業者等と情報及び意見の交換等を定期的に行うことで連携を強化し、お客様の購買動向等の調査

研究を実施する。

④海外有力選手招聘による競輪の活性化

海外の自転車競技で活躍する外国人選手が日本の競輪に出走する際の情報を積極的に発信することで、外国人選手が出走する開催に自転車愛好層からの注目を集める。東京オリンピック・パラリンピック競技大会が延期となり、2021年が開催年となったことから、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の盛り上げりを最大限に利用し、新規のお客様獲得及び売上向上を目指す。

また、250競走のスタート年となるため、250競走の外国人選手の出走を推進する等、新規のお客様獲得及び売上向上を目指すほか、通常の競輪開催への出走についても検討する。

⑤世界を目指す選手の強化事業への協力

公益財団法人日本自転車競技連盟（以下「JCF」という。）、一般財団法人日本サイクルスポーツセンター及びJCFの下部組織であるハイパフォーマンスセンターオブジャパンサイクリングが実施するオリンピック等の国際大会に向けた選手強化事業及び自転車競技の普及のため、事業に引き続き協力するほか、日本競輪選手養成所（以下「JIK」という。）に在籍する選手候補生の養成訓練において、外国人コーチのノウハウを導入したトレーニングプログラムにより世界に羽ばたくスター選手を育成するほか、出身地域に密着した選手を活用したプロモーション活動について理解を深めさせ、新規のお客様獲得及び売上向上を目指す。

（２）競輪活性化のための調査研究

①お客様のニーズ調査

競輪場、専用場外車券売場及びインターネットによる車券の発売等におけるお客様ニーズ調査及び売上要因に関する調査を実施、分析し、その結果を「競輪活性化のためのデジタル戦略」（以下、「競輪デジタル戦略」という。）並びに各種施策の策定に活用する。

②社会状況の変化に対応する調査研究

新型コロナウイルス感染症の流行等による社会状況や自然環境の変化が競輪事業へ及ぼす影響や、キャッシュレス社会等に対応した競輪場に関する調査研究事業を実施する。

③ 250競走実施における調査研究

250競走への参加希望選手に対し、養成を目的とした講習会を実施し、競走訓練において車載カメラでの撮影等映像提供に関する調査研究事業を適宜実施する。

また、開催現場における参加選手への情報伝達効率化、ペーパーレス化を推進するために、新たな情報配信システム構築に向けた調査研究事業を実施する。

④ 自転車競技者の拡大に向けた調査研究

自転車競技者の拡大を通じた自転車に関する事業の振興を図るため、男子、女子、ジュニア層及び指導者に向けたトレーニングキャンプや各競輪場等でのサテライトキャンプについての調査研究事業を実施する。さらに各地における選手の育成強化に資するため、外国人コーチのノウハウを多くの指導者に伝えるべく、マニュアル整備や参考となる動画の展開を行っていく。併せて、各地をオンラインで結ぶかたちで自転車競技eスポーツの大会を試行実施し、eスポーツ競技の普及を研究する。

⑤ 各種スポーツ大会における調査研究

マウンテンバイク、BMX、ロードレース、トラックレース大会及び自転車イベントを活用し、自転車競技人気を競輪へ波及させるための調査研究を実施する。また、自転車競技のみではなく、競輪と親和性のあると考えられるスポーツのイベントにも範囲を広げ、250m走路における競輪の市場拡大可能性等の調査研究を実施する。

⑥ その他調査研究

JIKの施設は、選手養成機能のみならず、他団体と連携して世界基準での競技力向上を目指せるような環境が求められている。世界でも戦える強い競輪選手を養成することや自転車競技者等の競技力向上を目的に、外部に開かれた科学的トレーニングの推進が可能な施設にするための調査研究事業を実施する。

2. 競輪その他自転車競技に関する広報宣伝

(1) お客様の満足度を向上させ、利用拡大を図るための施策

① 効果的かつ効率的な広報事業の展開

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、日本中でスポーツへの関心が高まる中、より多くの方に競輪の持つスポーツ性や競輪選手

のストーリー性等を積極的にPRし、スポーツとしての競輪の認知拡大及び興味喚起するとともに、地方財政への貢献、機械振興及び公益増進といった競輪の持つ公益性も合わせて周知し、競輪のイメージアップやメジャー感の醸成（大衆化）等を促進する。このため、地上波テレビ局をキー局とした全国ネットでの特別競輪等のライブ中継及びCM放送を実施する。

CM放送については、東京オリンピック・パラリンピック競技大会との相乗効果を狙い、競輪独自の魅力である「人間の力」、「スポーツ性」を訴求する広報宣伝活動を引き続き展開することにより、競輪に対する認知拡大、興味喚起を図る。

媒体指標やマーケティング指標より策定された競輪デジタル戦略に基づき、競輪業界の横断的なプロモーション戦略の策定を検討するとともに、ネットメディア施策についてはYouTube等を活用したネット動画制作、バーチャル（VR等）等を活用したプロモーションを展開し、若年層に対する競輪への参加促進を図る。

また、飲食店等での車券購入疑似体験イベント等の開催を通して、バーチャルとリアルの融合で若年層に対するアプローチを行っていく。

なお、新聞については、スポーツ紙（デジタルコンテンツ含む。）によるお客様向けの情報提供を拡大し、全発売チャンネルにおける車券購入機会を増やす。

②開催施行者、民間事業者等との連携強化

競輪施行者、民間事業者等との連携を強化して、競輪デジタル戦略に基づいたプロモーション戦略を策定する体制の構築を推進していく。また、各施行者、民間事業者等、選手会支部の地元メディアに対するプロモーション活動等と連携し、競輪の社会貢献、スポーツ性の訴求により競輪場のプレゼンスを高め、競輪のイメージアップ、認知向上を図る。地域に密着した選手を活用したプロモーション等と連携することにより競輪場、専用場外車券売場への来場促進や新規のお客様開拓等に協力する。

また、効果の期待できる施策（モデル事業）を実施する施行者の開催の広報等についてサポートする。

なお、ギャンブル等依存症対策については、「ギャンブル等依存症対策基本法」の趣旨に則り、競輪施行者及び小型自動車競走施行者並びに関係団体等と連携し、更なるお客様への周知や注意喚起策及び競輪業界としての広告指針の策定等、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」に示された具体的施策を検討し実施する。

また、競輪場及び専用場外車券売場に対する実地調査に併せて、各競輪場

及び専用場外車券売場のギャンブル等依存症対策状況について確認を行う。

③情報提供の充実

お客様への情報提供の中心となるKEIRIN. JP及び月刊競輪WEBにおいて、迅速かつ幅広い各種情報、各種キャンペーンの告知等を行う。新規のお客様の誘引を図るため、けいりんマルシェ、ガールズケイリンサイト及びMore CADENCE等において、選手の情報（ビジュアル、ストーリー等）、動画等の興味あるコンテンツを拡充し、併せてSNSを利用した会員増加施策を行い情報発信の充実を図る。

また、2021年度から開催される250競走については、250競走全体のブランディング広報を行うことにより、情報発信に繋げていくほか、eスポーツ大会を通じたプロモーションによる競輪への参加を促す情報発信も図る。

④東京オリンピック・パラリンピック競技大会をきっかけとしたパブリシティ活動

トラック種目のナショナルチームを中心に各種番組出演や、その活躍を選手が所属する地元メディア等（地方紙、地元テレビ等）、各種メディアで取り上げられるためのパブリシティ活動を東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催前後に強化し「競輪」と「ケイリン」の一体化を図りつつ、認知度向上を図る。

⑤選手の表彰

年間の競走成績の優秀な選手及び功労のあった選手の表彰式典に、競輪のお客様や有識者にご列席頂き実施することで、競輪の社会的意義や認知度向上を図る。

3. 競輪の公正かつ円滑な実施に資する事業

（1）審判員及び選手の検定及び登録並びに自転車の登録

①審判員の登録

審判員の検定、登録、登録更新及び登録の削除を実施する。

また、知識及び経験等その能力に応じて級別の認定を実施する。

②選手の登録

選手の検定、登録、登録更新及び登録の削除を実施する。

③自転車の登録

自転車の登録、登録更新及び登録の削除を実施する。

(2) 検車員、先頭誘導選手及び自転車の部品の認定

①検車員の認定

検車員の認定及び認定の取消を実施する。

②先頭誘導選手の認定

先頭誘導選手の認定及び認定の取消を実施する。

③自転車の部品の認定

自転車の部品の認定及び認定の取消を実施する。

④ペースメーカーとして走行する者（以下「ペーサー」という。）の認定

250競走において競走中の選手の前でペーサーとして走行する者の認定及び認定の取消を実施する。

(3) 競輪の実施方法を定めることに関する事業

競輪の実施方法の更なる改善研究を行い、競技の公正かつ円滑な実施を図る。

(4) 選手の出場あっせん及び級班の決定

①選手の出場あっせん

競輪に出場する選手のあっせんを実施する。

②選手の級班の決定

選手の競走成績を審査期毎に審査し、級班を決定する。

(5) 開催執務員及び選手の養成及び訓練

①開催執務員の養成及び訓練

ア. 養成

審判員になろうとする者に対して、専門的な知識及び技能を修得させるため、養成教育を実施する。

また、検車員になろうとする者に対する養成教育を実施する。

イ. 訓練

審判員のうち基幹業務に携わろうとする者に対して、基幹審判員講習会を実施する。

また、新たに審判長となる者に対して、新任審判長研修を実施する。

②選手の養成及び訓練

ア. 養成

第121回選手候補生及び第122回選手候補生（女子第11回選手候補生）の養成は、「NKG教育再検討研究プロジェクト」の提言により改善された規程及びカリキュラム等により実施する。

養成訓練内容は、ナショナルチームのトレーニング理論や、現役選手で良好な成績を上げている者の在籍時の訓練データをベースにした、養成カリキュラムを編成し行うほか、250競走に向けたJKA250競走路における訓練を実施する。

指導方針については、お客様が新人選手に期待する先行力で魅了する脚力と精神力を兼ね備え、かつ品性に優れプロ意識を持った競輪選手の輩出を目標とする。加えて、優れた競輪選手を育成するため、記録会等で優秀な成績を修めた選手候補生を優遇する。

なお、安全及び安定的な養成訓練を図る観点から、引き続き、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を実施し、必要な措置を講じる。

イ. 訓練

競輪の公正確保と競技秩序の確立を図るため、「自転車競走競技規則」の遵守とモラル意識の向上を主眼として教育指導を実施する。

教育指導にあたっては、落車事故の防止に取り組むとともに、生活習慣病についての指導、アンチ・ドーピングについての啓発、SNS等の情報発信の内容に関し注意喚起を行い、事故及び事件の防止を目指し、競輪の社会的地位の向上を図る。

また、女子選手全体のレベルの底上げ及びマナーの向上を図るため、一般社団法人日本競輪選手会（以下「日競選」という。）と連携し、女子選手に対する講習会を実施する。

加えて、2020年度から実施されている競輪ルーキーシリーズにおいて、失格又は重大走行注意の判定を受けた選手に対し、競技規則の遵守と競技秩序の維持を目的として再教育研修を実施する。

更に、選手の果たすべき責任と役割、関係諸規則の遵守、適正走行の維持励行を共通指導事項とする日競選が行う技能訓練、新人教育訓練、特別

指導訓練等の事業に対して助成を実施する。

ウ. 選手候補生募集及び競輪選手志望者の拡大

第123回選手候補生及び第124回選手候補生（女子第12回選手候補生）の募集を実施する。

募集にあたっては、JIKのホームページ等を充実させるとともに、競輪選手を職業として認知させるよう、WEBを活用した説明会等を実施するほか、在籍時に優秀な成績を修めた選手候補生を優遇する報奨金制度について周知する等により応募者増加を図る。

また、競輪選手志望者数の拡大と優秀な人材の確保のため、自転車型運動能力測定機器を用いたイベントを、大学及び高等学校等で実施し、タレント発掘事業を積極的に展開する。併せて、測定結果が優秀な者をJIKでのトレーニングキャンプに招待し、競輪選手を志望するよう働きかける。

（6）事故防止と公正確保

競輪の競走について、公正安全かつ円滑な実施を確保する観点から、競走において落車を伴う失格行為等があった選手及び違反点数の累積が一定の基準に達した選手に対しては、出場あっせんをしない処置を講じる。

また、公正確保の観点から、予防措置として選手への注意喚起メールの配信及びコンプライアンスチェックシートの配布等により公正安全の阻害予防を図るほか、競走及び競走外において不適正な行為があった選手に対しては、必要な調査、情報収集を行い、登録削除、出場あっせん規制等の適切な措置を講じる。

（7）新型コロナウイルス感染症への対応と対策

「競輪における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」により公正安全な開催の実施を図る観点から、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を引き続き講じる。

また、新型コロナウイルス感染症対策本部の運営により、今後起こりうる様々な事態に対し、業界全体の方向付けを行い、対応する。

（8）選手の身体検査

選手が、競輪の競走に出場するために必要とされる身体機能及び健康状態を有していることを確認し、競輪の公正かつ安全な実施を確保するため、全選手を対象として年1回の身体検査を実施する。

(9) ドーピング・コントロールへの取組

選手の薬害からの保護及び競走の公正安全確保を図るため、世界アンチ・ドーピング基準に基づく検査を引き続き行うとともに、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）加盟を含め、アンチ・ドーピングの更なる強化及び推進に向けた取組を実施する。

(10) 選手共済制度に対する助成

選手共済制度の円滑な実施を図るため、必要な助成を実施する。

(11) 競輪場、専用場外車券売場の施設に係る業務

競輪場及び専用場外車券売場に対する実地調査については、「競輪に係る業務の方法に関する規程」第152条に基づき、施設関係法令及び通達との適合状況等について確認を行い、所轄経済産業局へ報告する。

なお、調査の結果、競輪の公正又は安全を確保するため必要があると認めるときは、当該施行者又は設置者に改善を求める。

更に、新規のお客様獲得に向けた施設環境等の整備について「施設改善指針」に沿った改善がなされるよう積極的に指導及び助言を行うとともに、時代に即した施設の在り方についてお客様目線で検証を行う。

新規専用場外車券売場の設置許可については、所轄経済産業局が行う設置許可に対して協力を行うとともに、市場規模、集客性、収益性、利便性、地域貢献、市場開拓の可能性等について、新設専用場外車券売場の設置を検討する施行者等に対して助言を行う。

4. 交付金の還付

2020年度の競輪事業の収支が赤字であった競輪施行者に対して、「自転車競技法」第17条の規定に基づき交付金を還付する。

5. その他競輪に関する事業

上記以外の競輪関係業務についても、必要に応じて適宜行う。

第3部 小型自動車競走収益による補助事業

1. 小型自動車競走収益による機械振興

(1) 補助方針

「小型自動車競走法」に基づく小型自動車競走振興法人として、オートレースの収益を広く社会に還元し、社会貢献を果たすため、地方自治体が施行

するオートレースの売上の一部により、機械振興に対する補助を行う。

2021年度の補助事業にあたっては、機械振興の分野において、これまで取り組んできた補助事業の成果及び効果、また、地域の実情を反映した都道府県自転車活用推進計画及び市区町村自転車活用推進計画等や、ギャンブル等依存症対策への社会的な要請、2021年に開催が延期された東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催によるレガシーの活用や国民のスポーツへの意識の高まり及びスポーツ界が抱える諸問題への対応、また、『いのち輝く未来社会のデザイン』のテーマで実施される2025年日本国際博覧会の開催や、近年急速に進行する少子高齢化と人材不足の深刻化、更には新型コロナウイルス感染症感染拡大等に象徴されるような国民の安全及び安心な生活に影響する緊急事態への対応等、こうした社会環境の変化を踏まえ、「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに、様々な社会的課題を解決するための取組を積極的に支援する。

2022年度の補助方針の策定にあたっては、「機械振興補助事業審査・評価委員会」の議論を踏まえ、PDCAサイクルの一環である補助事業評価に基づき、社会の変化やニーズを捉え、必要な見直しを行うとともに、非常災害等の緊急的な対応を必要とする事業への支援についても言及する。

(2) 機械振興補助事業の実施

「2021年度補助方針（2020年7月1日公示）」に基づき、機械振興補助事業を実施する。

(3) 機械振興補助事業審査・評価委員会

①機械振興補助事業審査・評価委員会

機械振興補助事業の審査・評価の実施にあたっては、学識経験者等から構成される「機械振興補助事業審査・評価委員会」において、審査の透明性を確保するとともに、完了した補助事業の評価を行う。

②研究補助研究部会

研究補助の審査をより適正かつ円滑に実施するため、「機械振興補助事業審査・評価委員会」の一部の委員により構成される「研究補助研究部会」において、研究事業の成果及び波及の妥当性、事業の独自性及び事業発展の具体性等を中心とした審査を行い、研究部会採否案を「機械振興補助事業審査・評価委員会」に附議する。

(4) 機械振興補助事業に関する情報発信の強化

機械振興補助事業の社会的な認知度向上を図るため、オートレース業界全体で補助事業PRを行う体制作りを進めていくほか、多様なメディア、組織ネットワーク等を効果的に活用して情報発信の拡充を行うとともに、施行者の協力のもと、オートレースの補助事業の交付式や説明会等をオートレース場及び専用場外車券売場で開催を行う等、地域におけるオートレースの社会的意義、価値の訴求及びニーズの掘り起こしにつなげていく。

また、補助事業評価の一環として、完了した個々の補助事業の活動内容（事業成果）について、ホームページ、SNS及び各種PR制作物等を活用し積極的に公開する。

(5) 機械振興補助事業の調査及び評価

機械振興補助事業の一層の透明性及び適正性を確保するため、補助事業の調査及び評価を次のとおり実施する。

①補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定

事業完了の報告があった補助事業について、「小型自動車等機械振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」第18条に基づいて調査を行い、必要に応じて外部監査法人を用いた調査を実施し、速やかに補助金の額を確定する。

②補助事業の評価

補助事業者による自己評価、本財団による事務局評価を基に、学識経験者等から構成される「機械振興補助事業審査・評価委員会」において補助事業全体の評価を行う。

また、補助事業の評価の一環として、完了した補助事業の活動内容や導入機器等の利用状況を広く周知する。

③補助事業審査・評価委員会評価作業部会

補助事業の評価に係る業務を効率的かつ効果的に行うため、評価に関する知見を有する有識者による「補助事業審査・評価委員会評価作業部会」において、評価スキームに基づき、JKA補助事業の取組に関する評価を行い、作業部会案を「機械振興補助事業審査・評価委員会」に附議する。

2. 小型自動車競走収益による公益事業振興

(1) 補助方針

「小型自動車競走法」に基づく小型自動車競走振興法人として、オートレ

ースの収益を広く社会に還元し、社会貢献を果たすため、地方自治体が施行するオートレースの売上の一部により、公益事業振興に対する補助を行う。

2021年度の補助事業にあたっては、公益事業振興の分野において、これまで取り組んできた補助事業の成果及び効果、また、地域の実情を反映した都道府県自転車活用推進計画及び市区町村自転車活用推進計画等や、ギャンプル等依存症対策への社会的な要請、2021年に開催が延期された東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催によるレガシーの活用や国民のスポーツへの意識の高まり及びスポーツ界が抱える諸問題への対応、また、『いのち輝く未来社会のデザイン』のテーマで実施される2025年日本国際博覧会の開催や、近年急速に進行する少子高齢化と人材不足の深刻化、更には新型コロナウイルス感染症感染拡大等に象徴されるような国民の安全及び安心な生活に影響する緊急事態への対応等、こうした社会環境の変化を踏まえ、「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに、様々な社会的課題を解決するための取組を積極的に支援する。

2022年度の補助方針の策定にあたっては、「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」の議論を踏まえ、PDCAサイクルの一環である補助事業評価に基づき、社会の変化やニーズを捉え、必要な見直しを行うとともに、非常災害等の緊急的な対応を必要とする事業への支援についても言及する。

(2) 補助事業の実施

「2021年度補助方針（2020年7月1日公示）」に基づき、公益事業振興補助事業を実施する。

(3) 公益事業振興補助事業審査・評価委員会

公益事業振興補助事業の審査及び評価の実施にあたっては、学識経験者等から構成される「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」において、審査の透明性を確保するとともに、完了した補助事業の評価を行う。

(4) 公益事業振興補助事業に関する情報発信の強化

機械振興補助事業の社会的な認知度向上を図るため、オートレース業界全体で補助事業PRを行う体制作りを進めていくほか、多様なメディア、組織ネットワーク等を効果的に活用して情報発信の拡充を行うとともに、施行者の協力のもと、オートレースの補助事業の交付式や説明会等をオートレース場及び専用場外車券売場で開催を行う等、地域におけるオートレースの社会的意義、価値の訴求及びニーズの掘り起こしにつなげていく。

また、補助事業評価の一環として、完了した個々の補助事業の活動内容（事業成果）について、ホームページ、SNS及び各種PR制作物等を活用し積極的に公開する。

（５）公益事業振興補助事業の調査・評価

公益事業振興補助事業の一層の透明性及び適正性を確保するため、補助事業の調査及び評価を次のとおり実施する。

①補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定

事業完了の報告があった補助事業について、「オートレース公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」第18条に基づいて調査を行い、必要に応じて外部監査法人を用いた調査を実施し、速やかに補助金の額を確定する。

②補助事業の評価

補助事業者による自己評価、本財団による事務局評価を基に、学識経験者等から構成される「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」において補助事業全体の評価を行う。

また、補助事業の評価の一環として、完了した補助事業の活動内容や導入機器等の利用状況を広く周知する。

③補助事業審査・評価委員会評価作業部会

補助事業の評価に係る業務を効率的かつ効果的に行うため、評価に関する知見を有する有識者による「補助事業審査・評価委員会評価作業部会」において、評価スキームに基づき、JKA補助事業の取組に関する評価を行い、作業部会案を「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」に附議する。

第４部 小型自動車競走運営支援事業

１．オートレースの振興及び効率的な実施のための施策の調査研究、企画立案並びに総合調整等

（１）お客様の満足度を向上させ利用拡大を図るための施策

オートレース業界に対して、実現可能な分かりやすい施策の提案を行うシンクタンク機能を強化していく一環として、インターネット投票の拡大に伴うデジタルデータの活用を広げ、より詳細な情報分析によりお客様のニーズを先取りした施策の調査研究事業等を実践し、課題解決に向けたデジタルマーケティングの強化にも取り組み、以下の体制構築を進め中期基本方針の施策の実現を

図るよう貢献する。

①お客様のライフスタイルに合わせた開催の実施協力及び調査研究等

お客様が1日を通してオートレースの車券購入を楽しめるよう以下の幅広い施策に取り組み、購入機会を増やし、利便性を向上させ売上向上と新規のお客様の獲得を目指す。

- ・ ミッドナイト競走を中心に開催日数を拡大
- ・ スーパースターガールズ王座決定戦を頂点としたオール女子戦や新設ミッドナイトグレードレースの実施に協力
- ・ 選手のあっせん、番組編成や勝ち上がりを工夫し、お客様の車券購買意欲を高めるような話題性を持った興味ある企画レースの実施に協力
- ・ グレードレースの価値を高めるため、開催時期及び内容について関係者間において検討

②施行者との連携強化

多様な情報提供を行うシンクタンク機能を強化していく一環として、施行者と情報及び意見の交換等を行うことで連携を強化し、各場の定性的な情報収集や各施行者の収益情報の収集並びにそれらの分析を行いながら、様々なお客様のニーズに対応する施策に関する調査研究を拡充するとともに、オートレース場の活性化や、新規のお客様開拓等についてマーケティングに基づく各種施策をサポートする。

③民間事業者等との連携強化

本財団のシンクタンク機能強化の一環として、民間事業者等と情報及び意見の交換等を定期的に行うことで連携を強化し、お客様の購買動向等の調査研究を実施するほか、オートレース及び競輪を発売する専用場外車券売場活性化のための各種施策についての調査研究事業も実施する。

④インターネット投票の拡大

インターネット投票を中心とした発売を行うミッドナイト競走、川口ナイトレース、伊勢崎アフター6ナイターの拡大及び新たにミッドナイトグレードレースの実施に協力することで、お客様のインターネット投票の機会を増やし、売上促進を図る。

また、重勝式車券については、発売時間の調整や新たな商品の開発、告知方法の調査研究事業を実施する。

(2) オートレース活性化のための調査研究

①お客様のニーズ調査

オートレース場、専用場外車券売場及びインターネットによる車券の発売等におけるお客様ニーズ及び売上要因に関する調査分析を実施し、その結果を「オートレース活性化のためのデジタル戦略」（以下、「オートデジタル戦略」という。）並びに各種施策の策定に活用する。

②社会状況の変化に対応する調査研究

新型コロナウイルス感染症の流行等による社会状況や自然環境の変化がオートレース事業へ及ぼす影響や、キャッシュレス社会に対応したオートレース場に関する調査研究事業を実施する。

③今後のオートレース中継の実施方法に関する調査研究

ICTの進歩を踏まえた映像伝送、配信の在り方のひとつとして、車載カメラによるライブ中継を実現するための調査研究事業を実施する。

④次期システムの更改

2022年度更改予定の次期システムについて、お客様満足度向上と利用者拡大に資するシステムの企画立案及び調査研究を実施し、関係者間の合意形成を図る総合調整を実施する。

⑤競走車の改善研究等

公正安全なレースを継続するための現用エンジン及び車体の改善についての調査研究及びカーボンニュートラルをはじめとする環境問題に配慮した競走車の在り方について調査研究事業を実施する。

2. オートレースに関する広報宣伝

(1) お客様の満足度を向上させ利用拡大を図るための施策

①効果的かつ効率的な広報事業の展開

各場のレース映像を場間場外発売実施場等へ配信するほか、CS放送、AUTORACE.JP、YouTube等にもレース映像を配信する。

媒体指標やマーケティング指標より策定されたオートデジタル戦略に基づき、オートレース業界の横断的なプロモーション戦略の策定を検討するとともに、ネットメディア施策については、AUTORACE.JPにおいて、SG開催等で試走後のリアルタイム予想やPDF新聞の配信の実施、各種オートレース情報、女子選手ブログ、選手募集告知、新人選手紹介や各種キャ

ンペーン等の情報を適宜配信する等、情報提供の充実を図る。また、Y o u T u b e への動画コンテンツの拡充、T w i t t e r 等 SNS を活用したオートレース情報提供を行うほか、オートレース選手を幅広くメディアに露出させることで、オートレースの話題性を高め、魅力をアピールする。

さらに、WEB、SNS 等でオートレースに関する情報を積極的に拡散すること等によりオートレースの認知拡大及び興味喚起するとともに、地方財政への貢献、機械振興及び公益増進といったオートレースの持つ公益性も合わせて周知し、オートレースのイメージアップを図る。

②小型自動車競走施行者、民間事業者等との連携強化

小型自動車競走施行者及び民間事業者等が行う広報活動をサポートし連携を強化して、オートデジタル戦略に基づいたプロモーション戦略を策定する体制の構築を推進していく。

また、選手を活用したイベントをオートレース場、専用場外車券売場等で実施するほか、専用場外車券場を利用するお客様に対しては、希望するオートレース場の特別観覧席の無料招待サービスや、WEB 会議システムを活用した解説会イベントの開催等、売上向上に資する広報事業を実施する。

なお、ギャンブル等依存症対策については、「ギャンブル等依存症対策基本法」の趣旨に則り、小型自動車競走施行者及び競輪施行者並びに関係団体等と連携し、更なるお客様への周知や注意喚起策及びオートレース業界としての広告指針の策定等、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」に示された具体的施策を検討し実施する。

また、オートレース場及び専用場外車券売場に対する実地調査に併せて、各オートレース場及び専用場外車券売場のギャンブル等依存症対策状況について確認を行う。

③インターネット投票の利便性向上による利用者拡大

2022 年度更改予定の次期システムにおいて、投票サイトでの決済手段の多様化や即日会員登録を可能にする事で、利便性向上と利用者拡大を図る。

④新規のお客様の獲得とファンサービスの実施

A U T O R A C E . J P のサイト内におけるお客様遷移分析に基づくサイト改善を行い、新規のお客様の獲得や離脱回避を図り、サイト内でのファンサービスを拡充する。

更に、オートデジタル戦略に基づきマーケティングシステムを活用した効

果的な情報発信をAUTORACE. JPで行う。

また、モータースポーツとしてのオートレースの健全なイメージを醸成する広報活動を多面的に展開する。

⑤選手の表彰

年間の競走成績の優秀な選手及び功労のあった選手の表彰式典をオートレースファン感謝祭と2部構成で挙行し、オートレースのお客様や有識者にご列席頂き、オートレースの社会的意義や認知度の向上を図る。

3. オートレースの公正かつ円滑な実施に資する事業

(1) 審判員及び選手の検定及び登録並びに競走車の登録

①審判員の登録

審判員の検定、登録、登録更新及び登録の削除を実施する。

②選手の登録

選手の検定、登録、登録更新及び登録の削除を実施する。

③競走車の登録

競走車の登録、登録更新及び登録の削除を実施する。

(2) 競走車の部品の認定

競走車の部品の認定及び認定の取消を実施する。

(3) オートレースの実施方法を定めることに関する事業

選手制度や開催形態に適応した選手の出場条件等に関し、オートレースの公正かつ安全な実施に資するための調査研究を実施する。

また、審判・選手管理・番組編成・検査の各業務の実施方法等の統一化や合理化を主眼とした諸会議を実施し、競走実施法人との連携強化を図る。

(4) 選手の出場あっせん及び級別の決定

①選手の出場あっせん

オートレースに出場する選手のあっせんを実施する。

②選手の級別の決定

選手の競走成績を審査期間毎に審査して、級別を決定する。

(5) 審判員及び選手の養成及び訓練等

① 審判員の養成及び訓練等

ア. 養成

審判員になろうとする者に対して、専門的な知識や技能を修得させるため、養成教育を実施する。

イ. 訓練

登録審判員各々が関係法規及び要領を習熟し、業務の方法の再確認を行い、その資質向上を図るために必要な地方訓練を実施する。

ウ. 審判員の交流及び審判判定研修

注目度の高いSG開催においては、開催場以外の審判長及び副審判長を派遣して執務させる。審判団による迅速かつ適切な判定を行う体制強化を通じて全場の判定統一を図るほか、お客様、選手及びオートレース施行者からの競走実施法人の審判判定に対する信頼の向上も図る。

また、審判実務担当者を対象とし、競技運営や審判判定上の諸問題等について情報共有を図り、審判実務の向上を図るための審判員判定研修会を適宜実施する。

② 選手の養成及び訓練

ア. 養成

第35期選手候補生の養成は、オートレース選手養成所（以下「JIA」という。）の教育要綱等により、2020年度に引き続き実施する。

また、第36期選手候補生の養成訓練をJIAの教育要綱等により実施する。

養成訓練内容は、第35期選手候補生について能力別の訓練カリキュラムを実施するほか、学識経験者や著名プロスポーツ選手等による教育指導を行い、人格形成を図る。

第36期選手候補生について、JIAの教育要綱を定めるとともに、最新のレースにおける乗車スタイルや整備の方法を訓練に反映できるよう関係者間で検討し訓練の向上を図る。

指導方針については、デビュー直後から活躍し、5年以内にSGレースを優勝できるような優秀な選手の輩出を目標とする。

なお、安全及び安定的な養成訓練を図る観点から、引き続き、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を実施し、必要な措置を講じる。

イ. 訓練

オートレースの公正安全確保を図るため、一般社団法人全日本オートレース選手会役員を対象とした選手指導者中央訓練を実施する。

ウ. 選手候補生募集及びオートレース選手志望者の拡大

第36期選手候補生の募集を実施する。

募集にあたっては、JIAのホームページ等を充実させるとともに、オートレース選手を職業として認知させるようWEBを活用した説明会等を実施するほか、スター選手及び優秀な女子選手育成のため、バイク競技成績上位者、他のスポーツ成績全国上位者を積極的に採用し、特例試験を通常で受付ける等トップアスリートを優遇することで応募者増加を図る。

また、オートレース選手志望者数の拡大と優秀な人材の確保のため、従来は、2年に1度実施していた選手候補生の募集を毎年募集に変更し、第37期選手候補生の募集準備を行う。

(6) 事故防止と公正確保

オートレースの競走について、公正安全かつ円滑な実施を確保する観点から、本財団及び関係団体が実施する各種訓練を通じて、事故防止の徹底強化を図る。

競走中の重大事故が発生した際には、「事故再発防止委員会」等において、事故の原因究明と再発防止策について検討を行い、安全対策に万全を期す。

また、公正確保の観点から、予防措置として選手への注意喚起メールの配信及びコンプライアンスチェックシートの配布等により公正安全の阻害予防を図るほか、競走及び競走外において不適正な行為があった選手に対しては、必要な調査、情報収集を行い、登録削除、出場あっせん規制等の適切な措置を講じる。

(7) 新型コロナウイルス感染症への対応と対策

「オートレースにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」により公正安全な開催の実施を図る観点から、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を引き続き講じる。

また、新型コロナウイルス感染症対策本部の運営により、今後起こりうる様々な事態に対し、業界全体の方向付けを行い、対応する。

(8) 選手の身体検査

選手が、オートレースの競走に出場するために必要とされる身体機能及び健康状態を有していることを確認し、オートレースの公正かつ安全な実施を確保するため、全選手を対象として年1回の身体検査を実施する。

(9) 選手共済制度に対する助成

選手共済制度の円滑な実施を図るため、必要な助成を実施する。

(10) 小型自動車競走場、専用場外車券売場の施設に係る業務

小型自動車競走場及び専用場外車券売場に対する実地調査については、「小型自動車競走に係る業務の方法に関する規程」第126条に基づき、施設関係法令及び通達との適合状況等について確認を行い、所轄経済産業局へ報告する。

なお、調査の結果、オートレースの公正又は安全を確保するため必要があると認めるときは、当該施行者又は設置者に改善を求める。

新規専用場外車券売場の設置許可については、所轄経済産業局が行う設置許可に対して協力を行うとともに、市場規模、集客性、収益性、利便性、地域貢献、市場開拓の可能性等について、新設専用場外車券売場を検討する施行者等に対して助言を行う。

4. 交付金の還付

2020年度のオートレース事業の収支が赤字であった施行者に対して、「小型自動車競走法」第21条の規定に基づき交付金を還付する。

5. その他オートレースに関する事業

老朽化の目立ってきたオートレース選手養成所の施設及び設備について改修を行う。

また、改修に際しては、養成人数の減少、女子候補生の増加、社会及び自然環境等の変化に対応するとともに、訓練効率が良く無駄のない施設とする。

なお、上記以外のオートレース関係業務についても、必要に応じて適宜行う。

第5部 自転車競技法に基づく競輪の競技実施事業

1. 競輪競技運営事業

競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の競走前の検査、競輪の審判その他の競輪の競技に関する事務を以下により公正、安全かつ円滑に実施する。

また、お客様からの信頼を得るため、当該事務に係る環境整備、執務体制の見直し検討を行うとともに、研修及び訓練の充実により研鑽を重ね、前記各業務の正確性及び効率性を高めることを目的とした業務の改善を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止についても対策を講じる。

(1) 競輪の競技の実施に関する事務及び執務の方針

① 番組編成

選手の能力や特性等を把握し、興趣に富んだ番組を提供する。

② 検車

競走に使用する自転車について、厳正な検査を行い、競走の公正安全を確保する。

③ 選手管理

出場選手を保護管理し、適正な出場条件を確保して、競走の公正安全を確保する。

④ 審判

厳正に「自転車競走競技規則」を適用し、正確かつ、迅速に業務を遂行して、競走の公正安全を確保する。

本部に設置した「審判長団」担当者を全ての特別競輪等に派遣して審判長として執務させるとともに、全てのGⅢ開催に派遣して審判業務全般について指導することにより、的確かつ一貫性のある審判判定の確保を推進し、お客様及び関係者からの更なる信頼の向上を図る。

2021年度における競輪場別、競輪施行者別及び開催予定回数は別表のとおりである。

(2) 競輪の公正を確保するために必要な附帯業務

① 職員の研修等

職員及びその他の開催執務員一人一人が関係法規及び要領を習熟し、業務の方法の再確認を行い、その資質向上を図るために必要な研修会等を実施す

る。

特別競輪等の開催前に当該場の正副審判長及び各エリアの審判長代表者を集め特別研修を実施するとともに、全審判長を対象とした交流研修会を3回に分けて開催中の競輪場で実施することで、お客様、選手及び競輪施行者からの更なる信頼の向上を図る。

また、副審判長を対象として、相互の意思疎通を図り、次期審判長の心構えを養うとともに、共通の審判理念に基づく統一的な審判判定を保持することを目的とした副審判長研修を実施するほか、引き続き、250競走における審判執務予定者等に講習等を受講させる。

②業務の連絡調整及び改善研究等

業務連絡会議において、次に掲げる事項等に関して調整及び改善研究等を行う。

- ・ 番組編成、検車、選手管理及び審判の事務の実施方法等の標準化
- ・ 番組編成、検車、選手管理及び審判の事務に関し、お客様及び関係者から更なる信頼を得るものとするための方策
- ・ 番組編成、検車、選手管理及び審判の事務を正確かつ効率的に実施するための方法（機械化及びシステム化を含む）及び開催執務体制
- ・ その他の一般事務の標準化、効率化の更なる推進

③競輪選手に関する業務及び競輪選手に対する指導

日競選との意思の疎通を図り、相互理解の下、円滑に競輪を実施するために必要な協力体制を確保するために連絡会議等を実施する。

また、日競選が競輪選手に対して行う競輪選手としての資質及び技能の向上、健康管理及び適正な選手生活の在り方等の指導及び教育を目的とした研修、訓練会等に講師の派遣その他の協力調整を行う。

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応と対策

「競輪における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症対策要綱」に基づき、競輪開催に際して講じるべき対策を引き続き実施する。

2. 競輪開催関連事業

競輪競技運営事業と有機的に関連し、競輪事業において必要不可欠な競輪開催関連事業を競輪施行者と協力して適正に実施する。

(1) 車券発売等業務

競輪施行者から委託された車券の発売等に関する事務を関係法令及び本財団の業務規程等（以下「法令及び規程等」という。）に基づき適正に実施する。

(2) 競輪開催宣伝業務

競輪施行者から委託された競輪の開催に係る宣伝に関する事務を法令及び規程等に基づき適正に実施する。

(3) 競輪場等場内整理業務

競輪施行者から委託された入場者の整理その他競輪場内の整理に関する事務を法令及び規程等に基づき適正に実施する。

競輪場内の警備を委託された競輪場においては自衛警備隊を組織して置き、所轄の警察署その他の関係機関と緊密な連携を保ち、不法及び迷惑行為の防止並びに暴力団の入場禁止及び退場措置等を講じて競輪場内の秩序維持と競走の安全を確保する。

(4) 前各号以外の競輪事業に附帯する業務

競輪事業の経営の効率化に寄与するために競輪施行者の行う開催事務の支援を行うとともに、競輪施行者から競輪開催に附帯する競輪場等における式典及びイベント並びにその他の事務を受託し、適正かつ円滑に実施する。

2021年度における(1)から(4)までに掲げる事務の競輪場別、競輪施行者別及び受託予定業務は別表のとおりである。

(5) 競輪関係団体等が行う競輪関係事業への支援業務

①公益社団法人全国競輪施行者協議会

競輪開催に伴う競輪選手参加旅費の支払事務代行業務並びに選手拠点駅及び選手最寄駅に関する登録等管理事務の代行業務を行う。

②一般財団法人全国競輪選手共済会

競輪開催において発生した選手の傷病等の災害補償等に関する事務を行う。

③日競選

各競輪場における選手の日競選会費の徴収及び送金に関する事務を行う。

④競輪施行者が行う報道への協力

報道機関との連携を密にし、競技情報の提供等に関する事務を行う。

別表（「自転車競技法」に基づく競輪事業）

競輪場	予定開催回数	競輪施行者名	施行者 予定開催回数	競輪競技 運営事業	競輪開催事業			
					車券発売 等事業	競輪開催 宣伝事業	競輪場等 整理事業	その他の競 輪附帯事業
函 館	13	函 館 市	13	一括受託				
青 森	12	青 森 市	12	一括受託				
いわき平	12	い わ き 市	12	一括受託			一部受託	
弥 彦	12	弥 彦 村	12	一括受託				
前 橋	13	前 橋 市	12	一括受託				
		立 川 市	1	一括受託				
取 手	12	茨 城 県	11	一括受託				
		取 手 市	1	一括受託				
宇都宮	12	宇 都 宮 市	12	一括受託				
大 宮	12	埼 玉 県	12	一括受託				
西武園	12	埼 玉 県	12	一括受託				
京王閣	12	東京都十一市競輪事業組合	12	一括受託			一部受託	
立 川	11	立 川 市	11	一括受託			一部受託	一部受託
松 戸	13	松 戸 市	13	一括受託				
千 葉	13	千 葉 市	13	一括受託				一部受託
川 崎	13	川 崎 市	12	一括受託				
		小 田 原 市	1	一括受託				
平 塚	13	平 塚 市	13	一括受託			一部受託	一部受託
小田原	11	小 田 原 市	11	一括受託				
伊東温泉	12	伊 東 市	12	一括受託				
静 岡	12	静 岡 市	12	一括受託				
名古屋	12	名古屋競輪組合	12	一括受託				
岐 阜	10	岐 阜 市	10	一括受託			一部受託	
大 垣	16	大 垣 市	12	一括受託			一部受託	
		岐 阜 市	2	一括受託				
		福 井 市	2	一括受託				
豊 橋	12	豊 橋 市	12	一括受託				
富 山	11	富 山 市	11	一括受託				
松 阪	13	松 阪 市	12	一括受託				
		富 山 市	1	一括受託				
四日市	12	四 日 市 市	12	一括受託				

競輪場	予定開催回数	競輪施行者名	施行者 予定開催回数	競輪競技 運営事業	競輪開催事業			
					車券発売 等事業	競輪開催 宣伝事業	競輪場等 整理事業	その他の競 輪付帯事業
福井	11	福井市	11	一括受託		一部受託	一部受託	一部受託
奈良	15	奈良県	13	一括受託			一部受託	一部受託
		和歌山県	2	一括受託			一部受託	一部受託
京都向日町	12	京都府	12	一括受託			一部受託	
和歌山	10	和歌山県	10	一括受託			一部受託	
岸和田	13	岸和田市	13	一括受託			一部受託	
玉野	1	玉野市	1	一括受託				
広島	11	広島市	11	一括受託				
防府	10	防府市	10	一括受託				
高松	10	高松市	10	一括受託				
小松島	11	小松島市	11	一括受託				
高知	15	高知市	13	一括受託				
		小松島市	2	一括受託				
松山	26	松山市	13	一括受託				
		玉野市	11	一括受託				
		高松市	2	一括受託				
小倉	23	北九州市	14	一括受託	包括受託			
		岸和田市	2	一括受託	包括受託			
		広島市	2	一括受託	包括受託			
		防府市	2	一括受託	包括受託			
		久留米市	1	一括受託	包括受託			
		熊本市	2	一括受託	包括受託			
久留米	14	久留米市	11	一括受託				
		熊本市	3	一括受託				
武雄	13	武雄市	13	一括受託				
佐世保	13	佐世保市	13	一括受託				
別府	14	別府市	14	一括受託				一部受託
熊本		熊本市		一括受託	一部受託			
合計	528		528					

第6部 競輪の公正かつ安全な開催運営及び発展に貢献する車両情報システムの安定かつ安全な運用管理及び開発事業

1. 車両情報システムの検証

現在稼働中の車両情報システムについて、稼働状況や懸案事項を把握し、必要に応じて、システム及びサービスの改修並びに更新を図る。

GP、GI及びGIIでの性能状況を監視し、電話投票、インターネット投票サービスの維持及び発売機会の損失の未然予防を実施する。

2. 車両情報システムの安全な運用管理

(1) 車両情報システムの安定運用

2019年10月に発生したシステム障害を教訓として、関係団体とともに危機管理体制の強化を行ったところであるが、システム障害の発生時を想定した対応方法の訓練については、各発売サイトを含めたシステムに関するもの全体に拡充して実施する等、訓練の充実を図り再発防止に資する。また、車両情報システムについては、安定運用に努め、障害の未然防止の観点からシステムの定期点検を実施する。

システム障害発生時においては、SEサポート会社等と協力し、迅速な復旧対応を図るとともに、当該事案についての改善策を策定し、所要の措置を講じる。また、一斉同報システムを使用し、拠点との情報共有を図る。

(2) 車両情報システムの安全確保

個人情報やシステムのセキュリティ確保のため、アクセス管理やセキュリティチェックを定期的実施する。

2020年度に導入したサイバーテロ対策チェック機能を活用し、サイバーテロ攻撃に備え、システムの安全確保を図る。

また、適宜拠点運用者への教育訓練を実施するとともに、情報資産を適切に保護し、情報セキュリティを確保する。

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応と対策

車両情報システムの安定運用を図る観点から、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に努める等、引き続き必要な措置を講じる。

3. 車両情報システムの調査研究

各種IT講習会またはIT参画業者が開催する展示会、セミナー等に積極的に参加し、情報収集を行い、将来のシステム構築に関して最善のサービスを提供できるように研究を実施する。

4. 次期車両情報システムの構築

次期車両情報システムについては、2020年度に適正な手続きを経て調達した、構築事業者、運用管理業務事業者及び工程管理支援事業者と連携し、信頼性及び安定性を確保しつつ、2022年4月の稼働に向け構築を行う。

5. その他車両情報システムに関する事業

上記以外の車両情報システムに関する業務について、必要に応じて適宜行う。

第7部 自転車競技スポーツの普及及び振興に関する事業

1. 地域における自転車競技者層の底辺拡大

地域における競技者数の拡大と競技力の向上を目指し、一般市民を対象とした自転車クラブを運営する事業や、一部の限られた人だけでなく自転車競技未経験者や初心者がトラック競技をはじめとする自転車競技に参加することを容易にするような事業の普及を行う。競輪場を拠点とするような地域ロードレースチームと協業して若年層の育成を行い、未来の選手候補の輩出を促す。

第8部 本財団の目的を達成するために必要な事業

令和2年度産業構造審議会製造産業分科会車両競技小委員会における令和3年度からの5年間業界が定めた事業の中期基本方針の達成に資するための組織の強化を図るとともに、方針管理及び業務改善（PDCA）の実践により、働き方改革及び人材育成を実施する。

1. 方針管理及び業務改善

2021年度の事業を遂行するために、定期的な進捗管理の実施や事業の振り返りを行い方針管理及び業務改善（PDCA）を実践するほか、開催現場を含んだ業務の標準化やインフラの整備を推進し、働き方改革を実現するとともに、人材の能力開発を行い、多様性の受容を推進する施策への反映等を通じ機能的かつ柔軟性のある組織の変革を図る。

2. 組織機能の強化と事業の効率化

組織の一体化等を図るため、部署間連携を強化するよう組織の見直しを引き続き進める。また、ITを活用した効率的な業務運営を目指して、組織

内の重複部門の合理化を進め、適正な人員配置を行う。更に、諸規程及び諸制度の統一化を行うとともに、円滑に運用する。

(1) 組織機能の強化

本財団組織の更なる強化等を図るため、組織の見直し、方針管理及び業務改善の下での業務の標準化、管理部門の集約化、ICT化等を引き続き行う。

(2) 経理事務の効率化

既存社内システムの連携を前提とした会計システムの導入により、会計業務の基盤強化を推進するとともに、エリアの経理事務の簡素化と本部集約化の基盤を整備する。

(3) 人材マネジメント制度の活用

組織の活性化及び人材育成を図るため、人材マネジメント制度に基づき、各職員が年度方針に沿った個人目標設定を行った後、業務遂行し、その振り返りを通じて組織の方向性と役割を理解して個人レベルのPDCAサイクルを推進するとともに、当該結果を昇格及び賞与査定の参考資料として活用する。また、職員のスキル向上のための各種研修を適宜実施する。

3. 事業の適正化

(1) 監事監査等への協力

監事及び会計監査人の行う監査に協力し、事業の適正性を確保する。

(2) 補助事業における補助金の確定後の監査

補助事業の実施経過及び実施後の管理や運営の状況、法令並びに交付決定の内容及びこれに付した条件の遵守状況、所期の事業目的の達成状況について監査を行う。

(3) 業務評価

方針管理及び業務改善の実践において、事業への取組、進捗、効果及び業務の標準化状況を評価し、PDCAサイクルの下、事業の適正化を確保する。

(4) コンプライアンス

適切な管理体制を構築することでガバナンスを強化し、法令遵守を第一とした行動指針に則り、本財団の事業の透明性及び公平性を確保する。

(5) 情報セキュリティの確保と個人情報及び法人文書の管理

本財団のシステムへの不正アクセスや情報漏えいの対策を講じるために設定した情報セキュリティポリシーを適切に運用する。

また、本財団が所有する個人情報及び法人文書について法令に基づき適切に管理する。

4. 不動産賃貸事業

本財団が所有する土地及び建物の資産を有効に活用する事業を行う。

5. 安定した法人運営

安定した法人運営体制を確保するため、本財団における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に努める等、各事務所、役職員及びその家族の安全を守るよう引き続き必要な措置を講じる。